

2021年12月吉日

お客さま各位

株式会社 福井銀行

特定口座年間取引報告書の郵送対象先変更について

2021年12月末作成分より、年間に特定口座でのお取引がなかったお客さまについては、特定口座年間取引報告書を郵送しないように変更させていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 確定申告時の特定口座年間取引報告書の添付不要措置について

令和元年度税制改正において、納税者の利便性を図る観点から、2019年4月1日以降に提出する確定申告書および修正申告書については、「特定口座年間取引報告書」等の添付を不要とする措置が講じられています。

なお、税務署には、引き続き、金融機関から「特定口座年間取引報告書」等を提出することになっております。

2. 現在の郵送対象先について

現在、当行では、特定口座を保有のお客さまに、特定口座でのお取引の有無にかかわらず、特定口座年間取引報告書を郵送しております。

年の途中で特定口座を廃止された場合は、閉鎖された月の翌月中旬に郵送しております。また、廃止されていない場合は、翌年1月中旬に郵送しております。

3. 郵送対象先の変更について

当行では、上記1の措置およびSDGsを掲げる中で紙資源節約による環境への配慮という観点から、2021年12月末作成分より、年間（1月～12月、または、1月から廃止された月まで）に特定口座で投資信託および公共債のお取引（譲渡・配当等取引）がなかったお客さまについては、特定口座年間取引報告書を郵送しないように変更させていただきます。

（※）年間に譲渡・配当等のお取引が何もなかった場合、特定口座年間取引報告書の金額欄には、すべて「* *」が表示されておりました。

4. 特定口座でのお取引のなかったお客さまが郵送をご希望の場合

本件により特定口座年間取引報告書が郵送されなくなったお客さまが、特定口座年間取引報告書の発行をご希望される場合は、その都度、翌年1月中旬以降に当行本支店または下記フリーダイヤルにお申し出いただければ、お届けいただいているご住所に郵送させていただきます。

本件に関するお問い合わせ先
ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-291-253

株式会社福井銀行 事務企画グループ

受付時間：平日9:00～17:00（銀行休業日を除く）